

和光市窓口キャッシュレス決済導入業務委託仕様書

本仕様書は、和光市の行政サービス窓口において、キャッシュレス決済に必要な環境構築等について必要な事項を定めたものである。

1 事業実施概要

セミセルフレジ、キャッシュレス決済端末及びその端末に対応するPOSレジシステム等の必要機器一式を調達し、各導入窓口に設置の上、運用に必要な設定登録等を行うとともに、職員研修を実施すること。また、キャッシュレス決済に係る指定代理納付業務を行うこと。

2 導入スケジュール

- (1) 機器納入期限 令和8年9月30日(水)
- (2) 運用開始時期 令和8年10月1日(木)

3 調達機器設置場所・設置台数

次の施設で本市が指定する場所及び台数

- (1) セミセルフレジ・キャッシュレス端末(3台)
 - ① 戸籍住民課 2台
和光市広沢1番5号(和光市役所内)
 - ② 課税課・収納課 1台
和光市広沢1番5号(和光市役所内)
- (2) キャッシュレス端末(1台)
 - ① 環境課 1台
和光市広沢1番5号(和光市役所内)

4 調達機器等

調達機器は和光市の買い取りとし、見積額にはこれらの費用を含めること。

- (1) セミセルフレジ(PoSレジ端末及び自動釣銭機)
 - ① POSレジ端末は、独立したPC等で職員操作と来庁者操作用ディスプレイは7インチ以上であること。また、PC等はWindows又は、iPadOSであり、メモリは8GB以上、ディスクはSSDタイプで容量は128GB以上であり、戸籍住民課導入レジは、2台のレジが連動し、集計等が行えること。
 - ② POSレジの種別は対面セルフ仕様であり、カウンター上に設置する。
 - ③ 合計金額を算出するまでの入力を職員が行い、確定した合計金額を来庁者自身がディスプレイをタッチするなどして支払い方法を選択できること。

- ④ POSシステムを有し、各種集計、データの蓄積・集計機能があること。
 - ⑤ バーコード（GS1-128(EAN-128)）や地方税統一QRコードの読み込み機能があり、端末間で読み込んだバーコードデータの連携が可能、又は端末からデータ抽出機能があること。なお、データ連携に機器が必要な場合は準備すること。
 - ⑥ バーコードの読込が可能なバーコードリーダー等を準備すること。
 - ⑦ キャッシュレス決済端末と連動可能であること。
 - ⑧ レシート発行が可能なこと。なお、担当者変更による収納者名の変更が可能なこと。
 - ⑨ POSレジ端末と連動した自動釣銭機を準備すること。なお、新紙幣及び新貨幣に対応できるものであること。
 - ⑩ 職員側の画面に主要な歳入メニューが表記されること。また、取り扱う歳入のメニューの追加が容易にできること。
 - ⑪ 住民側の画面に支払額、支払金額及び釣銭が表示されること。
 - ⑫ 各導入窓口で入金した情報の集計については、簡単な操作でいつでも確認ができる仕組みを提案すること。なお、各種集計情報の確認は、いつでも可能な仕組みであること。
 - ⑬ 納品する機器一式の高さ等を踏まえ、指定する窓口には効率的な運用ができる専用台を選定・納品すること。
 - ⑭ 釣銭機の金種残量が多い場合や少ない場合にはPOS画面上で警告表示がされるようにできていること。
- (2) キャッシュレス決済端末
- ① クレジットカード決済、電子マネー決済及びコード決済に対応できること。
 - ② レシート又は利用明細の発行が可能であること。
 - ③ グローバルセキュリティ基準（PCIDS）の現行基準に準拠し、クレジット情報非保持型の機種であること。
 - ④ 提示されたクレジットカード等の信用照会について、即時与信が可能であること、また、カード決済承認番号が即時取得可能であること。
 - ⑤ 必要に応じて認証情報やカード番号等、決済に関連する通信は暗号化する等、相応な情報セキュリティ技術を有していること。
 - ⑥ 導入及び運用に必要な費用のうち、本市が負担を想定している事項は通信回線に関する費用（回線の契約及び月額使用料）及び、有線接続の場合のケーブルの敷設費用である。
 - ⑦ レシート発行が可能なこと。なお、担当者変更による収納者名の変更が可能なこと。
 - ⑧ 環境課で使用するキャッシュレス端末は屋外でも使用可能なSIM内蔵タイプ

だと望ましいこと。

(3) POSレジアプリケーション（4台分）

- ① POSレジ用タッチパネル対応端末に適合し、動作保証されていること。
- ② キャッシュレス決済及び現金決済の両方に対応すること。
- ③ バグ修正等のバージョンアップや保守に別途費用の発生なく対応できること。
- ④ POSレジ集計データは、国内データセンターのクラウドサーバに保管されること。
- ⑤ 通信障害、システム障害等によるオフライン時にもレジ処理が可能なこと。この場合の会計データは、レジ端末内に一時保管し、障害復旧後にサーバにデータ送信が行えること。
- ⑥ 窓口手数料の種類は、区分設定など、会計時の操作を効率よく行うことができる機能を有すること。また、取り扱う証明書等の種類の追加等の設定が容易にできること。
- ⑦ キャッシュレス決済端末との連携機能を有すること。
- ⑧ 集計されたデータは、POSレジ設置拠点の単位ごとに証明書等の種類、決済種別、収納年月日等の区分別に集計が可能であって、CSV形式などのデータでダウンロードすることが可能であること。
- ⑨ 1営業日内のレジ締め回数に制限がないこと。
- ⑩ 決済誤り等が発生した場合に取り消し処理が容易に行えること。
- ⑪ POSレジ用タッチパネル対応端末の故障時に、速やかに予備機等での利用が可能な仕組みであること。

(4) 決済システムに関連する消耗品・LAN配線工事

- ① ロール紙は、1か月分の証明書発行件数に対応可能な数量を算出し、運用開始予定日までに納品すること。
- ② 各設置場所の納品数は、発注者と協議の上で決定する。
- ③ 必要となる消耗品一式の数量は、「8 証明書等取扱実績件数（令和6年度）」を参考に算出すること。
- ④ 端末設置場所までのLAN配線及び電源タップ等の敷設費用は本市で負担するが、機器等を繋ぐハブや有線LANなどの運用管理上必要なアクセサリ類は、受注者が用意すること。

5 指定代理納付

(1) キャッシュレス決済の種類

キャッシュレス決済はクレジットカードや電子マネー、コード決済等幅広く対応できるものとし、具体の種類を提案すること。

最低限、以下のいずれのキャッシュレス決済手段にも対応していること。

(ア) クレジットカード

V I S A、M a s t e r C a r d、J C B

(イ) 電子マネー

交通系 I C (S u i c a、P A S M O)、n a n a c o、W A O N

(ウ) コード決済

P a y P a y、d 払い、楽天ペイ、a u P A Y

(2) 指定代理納付の方法

- ① 地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託者として、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を納付する事務を行うこと。
- ② 受注者は、キャッシュレス決済の収入金額を、原則、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までに、本市指定の口座に振り込むこと。なお、受注者が選択するキャッシュレス決済手段及び決済ブランド支払い方法の種類を問わず、一括での入金とすること。
- ③ キャッシュレス決済手数料は、提案によるものとする。提案において、取扱可能な決済ブランドごとに手数料率を明示すること。
- ④ 決済手数料については別途請求書により本市に請求すること。なお、キャッシュレス決済の収入金額から決済手数料を差し引いた金額を納付することも可とする。
- ⑤ 内訳明細及び取扱手数料の明細を本市が指定する期日までに発行すること。またはW e b 上等で確認することを可能とすること。
- ⑥ キャッシュレス決済が可能であることの掲出物（ロゴマーク等）を納品すること。
- ⑦ 口座振込手数料は受託者の負担とすること。
- ⑧ 受注者は、キャッシュレス決済の導入にあたって、各決済事業者との契約手続きについて、機器導入前までに取りまとめて行うこと。

6 導入支援及び保守等について

- (1) 決済端末の基本操作、設定変更方法などの操作手順を記載したマニュアルを納品すること。
- (2) キャッシュレス決済端末の導入時に、端末利用等における研修会を実施すること。実施スケジュール及び実施方法については、本市と受注者で協議のうえ決定する。
- (3) キャッシュレス決済端末の設置及び設定等にあたり本市と十分に協議を行うこと。
- (4) 窓口の開設時間中の障害発生時に、サポートできる体制を整備すること。詳細

なサポート体制や対応時間、障害対応等保守内容について提案すること。

(5) 保守期間は5年とする。

7 見積書作成

調達機器等は原則、イニシャルコスト、ランニングコスト、決済代行手数料を分類し、それぞれ別の見積書を作成すること。また、保守費用は、イニシャルコストとして一括して計上すること。難しい場合はその旨を明記すること。

(1) 60か月総額

機器調達、保守料、利用料などの5年間の総額を記載すること。

(2) イニシャルコスト

調達機器及び周辺機器に関する導入費用及び機器及びサポートなどの保守費用

(3) ランニングコスト

利用料を月額費用や年額費用など、発生する費用の内訳が分かるように記載すること。

期間は令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

また、参考値見積として、令和8年10月1日から60か月分も併せて提出すること。

(4) 決済代行手数料

キャッシュレス決済代行手数料は、決済手段・ブランド別の手数料（任意様式）を提出すること。8の証明書等取扱実績件数を参考とすること。

8 証明書等取扱実績件数（令和6年度）

	件数（枚）	金額（円）
住民票・印鑑証明等関係	34,746件	10,683,600円
戸籍関係	12,097件	6,610,250円
固定資産税関係	5,251件	1,970,300円
住民税関係	5,509件	1,652,700円
納税関係	1,542件	462,600円
犬の登録・粗大ごみ手数料	1,208件	702,870円

9 その他

(1) 業務の処理は、本市と受注者が相互に協力し、その執行に万全を期すものとする。

(2) 本仕様書に定めない事項及び疑義を生じた事項については、本市と受注者が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。